

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家

指定管理仕様書

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家（以下「指定管理施設」いう。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、指定管理施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 指定管理施設の管理代行に関する基本的な考え方

指定管理施設の管理運営にあたっては、高齢者の教養の向上および健康の増進を図ることを設置目的とする本施設の趣旨を十分に理解し、これを常に念頭に置いて、地域に根ざした健全で活力ある運営を行うこと。

3 施設の概要

- (1) 名称 安芸市高齢者活動センター・老人憩の家
- (2) 場所 安芸市寿町 2 番 8 号

4 法令等の遵守

指定管理施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 安芸市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）
- (3) 安芸市老人憩の家条例（昭和 54 年条例第 7 号）
- (4) 安芸市老人憩の家条例施行規則（令和 3 年規則第 11 号）

本指定期間中に(1)～(4)に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 特記事項

- (1) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- (2) 個人情報の適正な取扱いに努め、職員に周知・徹底を図ること。

6 経費等について

- (1) 施設の管理・運営に伴う収入

利用料金及び施設の管理運営に伴う収入は、すべて指定管理者の収入とする。

- (2) 指定管理料

市は指定管理業務に係る費用は支払わないものとする。

（指定管理に係る経費については、市と指定管理者で別途協議するものとする。）

(3) 精算及び事業報告

会計年度終了後、30 日以内に精算及び事業報告を行うこと。

(4) 立入検査について

安芸市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

7 物品の帰属等

備え付けの備品や当初から整備している備品については、安芸市に帰属するものとし、指定管理者が購入した物品等は指定管理者に帰属するものとする。

8 管理を代行するにあたっての注意事項

管理を代行するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこと。

(2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、安芸市と協議を行うこと。

(3) その他、この仕様書に記載のない事項については安芸市と協議を行い決定する。